

別紙

諮問第1093号、第1094号

答 申

1 審査会の結論

「都内公立小中高校の教職員が体罰について刑事上、行政上の責任をとった件数及び結論の分かる文書」及び「都内公立小中高校の教職員が行った体罰を都教委が告発した件数及び文書」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する決定のうち、東京都教育委員会が平成29年4月19日及び同月20日付けで行った、不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

非開示決定処分の取消しを求める。

不存在のはずはなく、作成されるべき文書である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求1及び4に対する処分について

本件開示請求1は、平成6年度から28年度までに都内公立学校の教職員で体罰を行った者が、刑事上の責任をとった件数及び結論が分かる文書の開示を求めるものである。

本件開示請求4は、平成6年度から28年度までに東京都教育委員会が体罰について刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）239条に規定する告発を行った件数及び文書の開示を求めるものである。

いずれも実施機関において作成及び取得した事実がなく、存在しない。

(2) 本件開示請求2に対する処分について

本件開示請求2は、平成6年度から28年度までに都内公立学校の教職員で体罰を行った者が、行政上の責任（懲戒免職）をとった件数及び結論が分かる文書の開示を求めるものである。これに対し、平成6年度から27年度分については、文部科学省が毎年度、都道府県教育委員会等に対して実施する「公立学校教職員の人事行政の状況調査」の結果として、月刊誌「教育委員会月報」（著作権所有 文部科学省）に掲載されており、図書館において閲覧可能な情報であることから、条例18条2項の規定により、請求を却下する決定を行った。一方、平成28年度分については、「平成28年度公立学校教職員の人事行政の状況調査」の結果を掲載した月刊誌「教育委員会月報」が刊行されたのは、平成29年12月であり、本件開示請求が行われた同年4月には存在していない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月30日	諮問
平成30年 9月28日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年 7月16日	新規概要説明、審議（第208回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1093号及び第1094号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 審査会における審議事項について

実施機関は、本件開示請求1から4までに対し、本件開示請求1及び4に係る文書並びに本件開示請求2のうち平成28年度分に係る文書については不存在を理由として非開示とする決定（以下「本件非開示決定」という。）を行い、本件開示請求2のうち平成6年度から27年度分に係る文書については請求を却下する決定を行い、本件開示請求3については一部開示とする決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、本件非開示決定の取消しを求めていることから、審査会は、本件非開示決定の妥当性を判断する。

ウ 本件開示請求1に係る文書の不存在を理由とする非開示の妥当性について

本件開示請求1について、実施機関は、教職員による体罰事案が刑事事件として扱われていることを把握することはあるが、刑事罰が科されたか否かに関する追跡調査までは行っていないため、刑事上の責任をとった件数及び結論が分かる文書は、作成及び取得しておらず存在しないと説明する。

そこで、審査会は、教職員による体罰事案が刑事事件係属中であった場合の懲戒処分等の事務手続について、事務局をして確認させたところ、実施機関から、以下の内容について説明があった。

- (ア) 職員に対する懲戒処分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき任命権者が行う。任命権者である実施機関は、事件事実確認のため、事故者等の事情聴取等を行い、懲戒処分基準等との比較等により処分量定の案を作成し、教職員懲戒分限審査委員会の答申を受けて、処分を決定する。

(イ) 職員の懲戒に関する条例（昭和26年東京都条例第84号）5条により、「懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、任命権者は同一事件について、適宜に懲戒手続を進めることができる。」と規定されている。このため、実施機関は、刑事事件としての結論にかかわらず、懲戒処分等の手続を行う。

これらのことを踏まえると、個別の事案について、刑事事件として係属していることを把握することはあるが、刑事罰が科されたか否かを追跡することまでは行っていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求1に係る文書について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

エ 本件開示請求2に係る文書のうち平成28年度分に係る文書の不存在を理由とする非開示の妥当性について

本件開示請求2について、請求の趣旨を踏まえると、請求文書は、体罰を行った教職員に対する懲戒免職処分に関するものであると認められる。実施機関は、文部科学省が全国の教育委員会に毎年依頼して行う、「公立学校教職員の人事行政の状況調査」の調査項目の一つである「体罰に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」の調査結果に係る文書が相当すると判断したが、本件開示請求時点において、平成28年度分の調査は実施しておらず、請求にかなう文書は存在しなかったと説明する。

そこで、審査会において、実施機関に対し、文部科学省の依頼から実施機関の回答までの流れについて説明を求めたところ、文部科学省からの依頼は例年8月頃、報告期限は10月頃であることが確認できた。また、事務局をして実施機関に、平成28年度に発生した体罰事故に対し、懲戒免職処分とした事案について確認・探索させたが、事案が存在せず、文書は存在しなかったとのことである。

なお、事務局が、文部科学省のホームページを確認したところ、「平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」の公表資料のうち、調査項目「体罰に係る懲戒処分等の状況一覧（教育職員）（平成28年度）」において、東京都の懲戒免職処分は0件と公表されていることを確認した。

これらのことを踏まえると、本件開示請求2のうち平成28年度分に係る文書について、請求時点において文書は存在しなかったとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

オ 本件開示請求4に係る文書の不存在を理由とする非開示の妥当性について

本件開示請求4について、実施機関は、教職員による体罰事故について、刑事訴訟法239条に規定する告発を行った事案に関する文書を探索したが、当該告発に至るまでの事態は生じていないことから、請求にかなう文書は存在しなかったと説明する。

そこで、審査会において、事故報告から処分発令・措置実施までの事務手続の流れについて、事務局をして確認させたところ、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日付教育長決定）において、学校に勤務する教職員に関する異常事態が発生した場合、校長は状況報告書を作成する旨規定し、学校に勤務する教職員の事故発生に係る状況報告書の作成要領（平成8年8月5日付8教人職第311号）においては、状況報告書を作成する場合の記載上の留意点等を定めていることを確認した。体罰事故に係る状況報告書は、都立学校の事案については管轄する学校経営支援センターの経営支援室長を通じて、また、区市町村立学校の事案については原則として区市町村教育委員会を通じて、教育庁人事部管理主事宛てに提出される。

教育庁人事部管理主事宛てに提出される状況報告書は、実施機関が覚知する体罰事故に係る事案全てである。改めて、事務局をして実施機関に、これらの状況報告書の中に告発に係る事案について確認・探索を依頼したが、文書の存在は確認されず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらなかったとのことである。

これらのことを踏まえると、本件開示請求4に係る文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表 本件開示請求の内容

本件開示請求	
体罰は犯罪違法行為であり、子供の人権を侵害して心身に苦痛を与える。平成6年度から平成28年度に於いて東京都内で（公立小・中・高の教職員）	
開示請求1	刑事上の責任をとった件数及び結論の分かる文書
開示請求2	行政上の責任（懲戒免職）をとった件数及び結論の分かる文書
開示請求3	民事上の責任をとった件数及び結論の分かる文書
開示請求4	体罰（暴行、傷害罪）を都教委（告発義務あり）が告発した件数及び文書